

平成 2 1 年 第 4 回  
京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成21年第4回京丹波町議会臨時会

平成21年10月27日(火)

開会 午前10時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第102号 平成20年度(繰越)京丹波町除雪機械購入契約の変更について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(15名)

2番 坂本美智代君

3番 山内武夫君

4番 畠中勉君

5番 今西孝司君

6番 東まさ子君

7番 小田耕治君

8番 横山勲君

9番 西山和樹君

10番 山田均君

11番 室田隆一郎君

12番 篠塚信太郎君

13番 吉田忍君

14番 野口久之君

15番 野間和幸君

16番 岡本勇君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（6名）

町	長	松	原	茂	樹	君				
副	町	長	上	田	正	君				
参	事	田	端	耕	喜	君				
総	務	課	長	谷	俊	明	君			
監	理	課	長	山	田	洋	之	君		
土	木	建	築	課	長	十	倉	隆	英	君

6 出席事務局職員（2名）

議	会	事	務	局	長	長	澤	誠
書	記	石	田	武	史			

開議 午前10時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成21年第4回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により4番議員・畠中 勉君、5番議員・今西 孝司君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第102号1件です。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

本日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

また、議会運営委員会、産業建設常任委員会、総務文教常任委員会が閉会中に開催され、所管の調査研究、現地踏査が実施されました。

議会広報特別委員会は、議会だより第18号を発行いただきました。

また、全員協議会が開催され、種々報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第102号 平成20年度（繰越）京丹波町除雪機械購入契約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、議案第102号 平成20年度（繰越）京丹波町除雪機械購入契約の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

本日ここに平成21年第4回京丹波町議会臨時会をお願いしましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多用の中、ご参集いただきましてまことにありがとうございました。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第102号 平成20年度（繰越）京丹波町除雪機械購入契約の変更についてですが、本契約は去る7月28日の第3回臨時会において議決いただいたもので、ホイールローザ除雪機1台について、有限会社野村自動車工業を相手方として、金額787万5,000円、契約期間の末日を10月30日として契約を締結したものであります。

今回の変更につきましては、すでに除雪機として工場での製作は完了しておりますものの、道路を通行する上で必要な特殊車両としての許可手続きの緩和申請が遅延し、車検登録および納車が契約期間内に行うことができなくなったため、変更をお願いするものであります。

今回の遅延は契約の相手方の責めに帰するものであり、契約条項に基づく損害金の徴収等の措置を講じ、今後における適正な契約の履行に努める所存であります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

十倉土木建築課長

○土木建築課長（十倉隆英君） それでは私のほうから補足説明をさせていただきます。

町長から詳細にわたりまして提案理由の説明がありましたとおり、今回変更契約締結に至りました理由につきましては、請負業者から機械製作者への連絡調整の不備によるものが主因であります。監督指導の立場にある私どもの知識と経験不足も重なりましたことをお詫び申し上げます。

今回の納期の遅れる原因につきましては、除雪車の本体でありますショベルドーザに排土板を取り付け、路肩の弱い部分への輪加重を避けるため、特別改良により排土板をスライドさせる機能を施し、合わせて左右スライド幅いっぱいまでの車幅灯が、道路運送車両法保安基準で定められました車両幅を変更することとなりますので、事前に緩和申請許可が必要となります。また、通常の車両に比べ幅の大きい車両となるため、この除雪車は通行道路が特定されることとなります。

緩和申請は国土交通省運輸局に提出後、通常で2ヶ月弱の審査機関を経て許可がなされることとなっており、許可後、標準車体に除雪用排土板や車幅灯などを取り付けて車検場に持ち込み、検査受検できる工程となります。現在は緩和申請の審査期間中ではありますが、申請書の提出が今年1月9日になってからと遅れ、納入期限間近での申請となったため、当初お認めいただきました契約期間内の履行が見込めなくなったため、契約期間を平成21年12月28日まで延長することをお願いするものでございます。

安全に見た予定で進みますと、遅くとも12月21日には許可がいただけることとなり、その後特殊装備品の装着後、12月25日には京都運輸支局検査場にて車検取得後納車となります。頻繁に更新する車両と異なりまして監督指導する立場の不慣れなことも重なり、今回のような事態になりましたこと、改めましてお詫び申し上げ、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上説明のとおりであります。

これより議案第102号の質疑を行います。

10番 山田君

○10番（山田 均君） 何点かお尋ねしておきたいと思います。

提案になっております契約の変更ですが、ひとつは納期である10月30日までに納品できないとわかったのはいつか、お尋ねします。

それから、こちら側の経験不足ということもあったということですが、旧町のときは5年ごとに更新してきているわけですので、緩和申請は当然やるべきことですし、業者は地元業者であるので何回か納入された方であったのではと思うわけですが、こういう基本的な手続きができていなかったというのは初歩的なミスと思いますが、その辺の責任はどこに一番原因があったのかという点についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 十倉土木建築課長

○土木建築課長（十倉隆英君） 納期が遅れることが判明したのは、10月13日でございます。

また、緩和申請の許可が必要になるということは業者のほうは認識をしておりましたが、受注しております野村自動車工業から、機械を販売しておりますコベルコ建機のほうに注文いたしまして、製作会社はまた別の業者であり、製作会社へ生産を依頼するという形での受注となっております。製作会社から販売会社への車体番号の報告が遅れたのが主な原因というふうに認識しております。また、標準の機械ですと緩和申請の許可が要らないのですが、スライド式の排土板につきましては、前回の除雪車も同じ形式を使っておりますし、緩和申請の許可が必要であったことは私どものほうも認識しておりました。標準仕様書のほうで緩和申請の許可手続きについては受注業者のほうで取得するよというのを盛り込んで購入契約を締結しております。以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 申請手続きについて説明がありましたが、当然コベルコにしても製作会社にしても専門の業者でありますので、当然、緩和申請等について、本来ならわかっているべきことと思います。そういうことが10月13日までわからなかったということは、初歩的なことでありますし、いくら今から言っても戻らないですが、原因をはっきりしておかなくてはならないと思います。報告がなかったということだけなのか、そこらへんは定かでないが責任の所在をはっきりしておくべきだと思います。

それから、損害金の徴収の措置を講じるということですが、どういう基準になっているのか、普通、土木工事で工事をやりかけ、岩が出たとかということをやむを得ず伸ばすということはありますが、物を購入する場合に、当然、手続き等やるべきことができていなかったということは非常に大きな問題であると思います。違約金は違約金ですが、業者に対する処分、たとえば指名停止とかそういうものは業者の責任をはっきりさせるという意味で、そういうことはどうなのか。

それからもうひとつは、今聞かせていただいたように、納入の関係で契約期間は12月28日までとなっております。21日には許可をいただいて、25日に納入となっております。たとえばこういう時期ですので、温暖化とは言え雪が降ることがありますが、そういう時はどういう対応をするのかということもひとつ明らかにしておかなければならない。たとえばリースや、業者を頼むということもあると思いますが、原因は業者にあるので業者の責任として持たすのか、その辺についてはどういように対応されるのか、お尋ねしておきたい。

○議長（岡本 勇君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） まず私のほうから損害金等の基準なり、指名停止の関係につきま

して答弁をしたいと思います。

遅延損害金につきましては、契約書にも記述しております。遅延した日数ということで、年3.6%の割合で計算した額とすることにしております。また、損害金とは別に指名停止の関係ですが、京丹波町の指名停止の措置要領によりまして、本日議決となりましたら2ヶ月間の停止ということで相手方に通知する予定でおります。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 十倉土木建築課長

○土木建築課長（十倉隆英君） 本町が毎年定めております積雪計画によりまして、12月15日から3月15日までの間を除雪期間ということで計画を作成しております。

12月の初旬から除雪機械を配備して除雪にあたるようにということで、12月初旬に受注業者のほうの責任において除雪車をリースし、配備することで話をしております。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 指名停止の関係ですが、2ヶ月ということですが、一般土木の場合ですと、割合工事があって指名で何回か飛ぶということがありますが、この野村自動車という受注者は何もなかったら何も堪えへんということになります。期間だけですので。たとえば町が発注する自動車の購入の指名停止を何回か除外するというような形でなかったらその2ヶ月間、発注がなかったら指名停止が堪えないということになるので。その辺は状況に応じて責任を取らさなければ、一般土木と同じような考え方では指名停止が単なる形だけになるのではないかと。その辺の考え方は、もちろん規定もありますが、今度の場合は特別で、初歩的なことなので、その辺は責任をもっとはっきりさせておくべきではないかと。

12月15日から除雪計画を持ってやるということですが、その場合野村自動車が納入期間までは責任をもつということであると思いますが、除雪計画は町が立てているので、除雪業者へ依頼しなければならないので、そのかかった費用を相手方である野村自動車を持つということでのよいのか、確認の意味でお尋ねします。

○議長（岡本 勇君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） 指名停止を2ヶ月しても実際のところペナルティにならないのではないかとのご意見でしたが、一般競争入札で公用車等を入札にかけたときはもちろん指名停止中は参加できないということで、この2ヶ月間にそういう物件がなければ何のペナルティにもならないということもあるかもしれませんが、一方ではすでに公用車の関係でバス用のタイヤで指名している物件がありますが、その分については野村自動車から入札がありましたら無効ということでひとつの実質的なペナルティになると思っております。

また、本件にかかわらず随意契約にかかわる分が今後2ヶ月間、町からたとえば公用車の修繕でありますとか、タイヤの交換等があるかもしれませんが、その分についても野村自動車工業に対しては依頼はしない、契約はしないということで実質的なペナルティが発生すると考えております。

○議長（岡本 勇君） 十倉土木建築課長

○土木建築課長（十倉隆英君） リース費用につきましては受注業者のほうで責任をもってということでございます。

○議長（岡本 勇君） 9番 西山君

○9番（西山和樹君） 今さっき聞かせていただいた損害金なんですけど、改めてチェックしたいと思いますけれども、年3.6%ですか。契約価格の。そういうことですね。ちなみに申し上げますと野村自動車さんにどれだけの負担がかかるかというのをちょっと計算してみましたら、1日599円、そしてそれが2ヶ月遅れたとして36,000円ほどですが、実質上の遅延損害金、いわゆる履行損害金としてはあまりにも低すぎるのではないかと。これは今後こういう契約に関しては天災であるとか、人的不可抗力によるものについてはこれで十分だと思いますが、これは過失やとか、錯誤やとか、自分たちの人的な責めに帰すものについては、私はやっぱり年で言うなら、最高額の40%、場合によっては、利息制限法の最高というあたりまで引き上げておかないと、はっきり申し上げて年3.6%というようなものは一般の市中金利ですね。これは私は大いに問題があると思いますので、そのあたりの条項は条例に規定されているものだと思いますが、そのあたり2段階にしておかないと天災などの不可抗力については場合によっては免除しても仕方ないと思いますが。少なくとも人為的なミス、錯誤、故意につきましてはもっと相応の損害金を課すべきだと思いますが、監理課長の思いをお聞かせください。

○議長（岡本 勇君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） 損害金の率にしても安いのではないかとということでございました。まずこの3.6%でございますが、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律というところから年3.6%に、本年4月1日から適用をされておりますので、その率を採用するよう京都府からも通知がありましたので、本契約につきましても年3.6%ということでございます。

民法で言いますと、先ほど出ました利率とか、5%とかありますが、あまりにも安いということになるかもしれませんが、今のところ京都府からの指導もありますので、計算すると4万というような計算になりますが、事前に支払っていただくという損害金ですのでその率

を採用して損害金を徴収するということしかないのかなと、今のところ考えております。

○議長（岡本 勇君） 9番 西山君

○9番(西山和樹君) 今言いましたように、上位法からきているということなんだろうと思いますが、悪意でやられた時はえらい問題が生じるのではないかと思います。もう少しがんばったら何とかあったんだけど仕方ない、ほっとけや、これだけの金額ですむやないかということがまかり通るということになると、私は何か問題はないかなあ。はじめから性悪説をとる必要はないと思いますが、さりとて今も言いましたように年3.6%というのは、今市中で業者さんが銀行から借りられるよりも安い。ということはペナルティにはならないということです。今も言いましたように1日に599円、600円ですね。600円が何日遅れるかということで、仮に60日遅れたとしても36,000円ですべてが終わる。私は悪意でないことを祈っておりますが、錯誤といたり、脱漏とかありますが、これはちょっとそのあたりは府とも考えておいてもらわないと。遅延損害金だけの規定がこうなんだとしたら、むしろ問題のほうが多いと思いますが、町長のお考えがございましたらお聞かせください。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） こうしたことは本当に議員ご指摘のようであってはならんことがおきているということでございます。これは契約の相手方の責任に尽きるわけでございますし、そのことがいかなる事情であれ、許されるのかということになりますと、こうしたように皆様にお世話になりながら、契約の変更をしていかなければならないということも含めて、その賠償を私どもが持ち合わせているもので進めていくとなると、ご指摘のとおり範疇で行わざるを得ない。それが本当に業者に対するペナルティに値するのかということになりますと、金額的が3万、4万円ということで軽すぎるのではないかという感じがいたします。しかし社会的な制裁という部分では烙印を押されるということもあろうかと思います。さまざま上位法のなかで私どももそれに準じてという形しておりますし、こういうことが頻繁に起こるということを想定していないということがあります。先般通りすがりでしたが、業者と顔を合わせたのですが、「非常に申し訳ない。すべては私どもの責任である」とおっしゃってございました。遅延をしたなかでの除雪の対応も当然のことではありますが、やるということがありました。一切弁解の余地はなく、町に多大な迷惑をかけたという陳謝もございました。今後契約の相手方はもちろんでございしますが、発注側の私どもとしてもしっかり監督をしていくなど、今後十分気をつけていかなければならない今回の件であったと深く反省をいたしているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 9番 西山君

○9番(西山和樹君) この損害金につきまして、損害金の条文とそれ以外に実質発生する損害金の規定がある、発生損害ですね。たとえば12月20日に雪が降ったとします。先ほど聞きますとちゃんとそれに対応できる機械の準備をむこうが無償ですということなんですが、それに付帯するすべての金額。これが収められなかったことによって発生する実質的損害、損害金というのはそういうものと二つに分けられると思います。違約損害金と、違約損害金のなかに物質損害と、計算上の慰謝料的損害と両方あると思いますが、これを年3.6というのは慰謝料的損害だと私は思います。これだけではなく、今後たくさんの契約というのが、土木に関してもそれ以外に関してもたくさんあると思いますので、そのあたりの損害金規定について、ホイルドーザのような除雪機械を貸してくれるということですが、向こうがやってくれるのかどうか分かりませんが、その貸してもらう分については向こうの善意の貸しなのか、それとも規定に基づいての損害の履行なのか、いわゆる求償分の履行なのか、そのあたりはどうなっているのでしょうか。ガソリン代は当然払わんなんでしょけどね。そういう規定になっているのか、それだけちょっと、ほかのことにも影響すると思いますので、今後の、それについてちょっとお聞かせください。

○議長（岡本 勇君） 十倉土木建築課長

○土木建築課長（十倉隆英君） 規定ではなく、実質除雪機が間に合わないということで、受注業者の責任において、好意によりリース車を配備するというございます。

○議長（岡本 勇君） 9番 西山君

○9番(西山和樹君) 関連としてお伺いしますが、どう考えても800万円近い金額のものですよ。それで2ヶ月間納期が遅れて、たった36,000円ですみませんでしたで済むのだったら、2ヶ月間の間に入札行為がなければ事実上のペナルティがないということですね。私が今申し上げたのはその代品を納品するとか言うことは、入札の契約内容をもう少し確たるものにしておかないと、よそがこうだから、上からこうやってきた。その会社がある間につぶれた。納品はできなくなった。そして結局は雪に間に合わなくなった。というような問題であったとすれば非常に大きな問題が生じるのではないかと。だから私は今言いましたように、損害金をあげてくれと言ってるわけじゃないんですわ。物質的損害は100%補填するという契約になっておるべきだろうというふうに思うのです。そのあたりのところを完璧にチェックして、問題のないように特にお願いをしておきたい。実質的な損害、慰謝料が3.6だろうと思いますが、それだけで済むんだったらこんな多少の違約があってもしやないわということが蔓延する可能性もあるということで、私はちょっと不快感と同時に、こっちが

金を払わないということではありませんので、そのあたりもうちょっとしっかりしたペナルティのある契約条項をもう一度立案していただきたいと要望しておきます。もしこれが違っていたらご答弁ください。

○議長（岡本 勇君） 上田副町長

○副町長（上田 正君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、今回の件につきましては遅延損害金を徴収して延期をするということをお願いいたしておるところでございますが、そのほかに甲の解除権という条項がございます、納入期限までに物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められる場合とか、あるいはその他の要件として、当然この分については契約を解除しなければならないというような要件の場合につきましては契約解除というような条項があるところがございます。そうした要件の場合につきましては契約代金の10分の1を違約金として徴収するという規定があるところがございます、そうした措置によって対処するというようになっております。

今回につきましてはすでに製造もできておりますし、契約解除をして、さらに新たな契約をすべるとなりましても、さらに今以上納期が遅れる、また代わりの物品が調達できないということになるところでございます、今回の場合におきましては損害金を徴収して延期することを認めるという措置をさせていただいたところがございますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第102号を採決します。

議案第102号 平成20年度（繰越）京丹波町除雪機械購入契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成21年第4回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会

いたします。

午前10時40分 閉会